

## 事故報告等について

### 1 事故報告について

介護保険法に基づく運営基準において、介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに(事故発生から5日以内を目安に)市町村及び家族等に連絡を行うこととされております。また、利用者の生命等に係る重大な事故等については、県への報告もお願いしております。

なお、報告に当たっては報告様式(Excel形式)をご利用ください。

報告は、原則、電子メールでお願いします。(郵送、FAXを拒むものではありませんが、FAXの場合、文字が潰れることがあるため、文字を小さくしないでください。)

#### 【県への報告先】

・電子メール: chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp

### 2 事故発生時におけるご家族等への説明上の留意点について

- ① ご家族は施設内で事故が起きた場合、その全責任が施設にあると思いがちです。しかし、実際は施設がどんなに注意しても防ぐことが難しい事故もあります。施設の利用開始時や入所の際にそのことをご家族に理解していただくと共に、普段からコミュニケーションを心掛け、信頼関係を築くことが大切です。
- ② 防ぐことが難しいと思われる事故であっても、それが続けて起きた場合は本当に防げない事故かを詳細に検討することが必要です。その検討結果をご家族に丁寧に説明することで、「本当は防げた事故ではないか。」との疑念を持たれることも少なくなるでしょう。
- ③ ケガの程度が大きい場合、ご家族から強く責められるケースも多くなり、施設でもケガをさせてしまったとの贖罪意識が働くため、事故直後、ご家族に言葉をかける際には注意が必要です。

具体的には、施設で事故が起きてしまったことへの速やかな謝罪は必要ですが、詳細が分かるまでは、「〇〇様には辛い思いをさせて申し訳ありません。」等道義的なものとし、施設の対応が適切であったかや損害賠償等の補償関係など具体的なものは事実関係が明らかになってから行うようにしましょう。

- ④ ご家族の中で普段からコミュニケーションを取っている方(キーパーソン)と利用者についての決定権を持っている方(身元引受人)が異なる場合は注意が必要です。

事故発生時にはキーパーソンに第1報の連絡をしたいと思います。キーパーソンは普段からコミュニケーションを取っていることから信頼関係もあり理解が得やすいと思われます。一方、身元引受人は普段からの付き合いが薄く、信頼関係も十分ではないため、事故についても疑念を持たれやすく、苦情につながる考えられます。

従いまして、第1報の連絡以降については、キーパーソンだけではなく、身元引受人にも十分な説明を行い、理解を得るよう努めてください。

老高発 1129 第 1 号  
老認発 1129 第 1 号  
老老発 1129 第 1 号  
令和 6 年 11 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（公印省略）  
認知症施策・地域介護推進課長  
（公印省略）  
老人保健課長  
（公印省略）

#### 介護保険施設等における事故の報告様式等について

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）等に基づき、介護保険施設等は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされている。

今般、「令和 6 年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和 5 年 12 月 19 日社会保障審議会介護給付費分科会）において、「様式の統一化や電子的な報告に向けて、市町村に対して、事故情報の電子的な受付を実施するよう周知する」とされたことも踏まえ、電子的な報告及び受付を想定した介護保険施設等における事故報告の様式を別紙のとおり示すので、同様式の活用及び管内市町村や管内事業所への周知をお願いします。

これに伴い、「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和 3 年 3 月 19 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長通知）については、本日付けで廃止する。

なお、同審議報告において、効率的な事故情報の収集、効果的な分析、事業所及び地方公共団体の負担軽減の観点から、電子報告様式の統一化や、報告を求める事項及び事故報告の対象範囲の見直しのほか、事故情報の収集・分析・活用に関する国・都道府県・市町村の役割分担等の在り方、事故情報に関するデータベースの設計等について検討することとされている。検討の結果を踏まえ、事故報告様式について更なる見直しを行った場合には、改めて周知する。

## 記

### 1. 目的

- 介護現場での事故の報告は、事業所から市町村に対してなされるものであるが、報告された事故情報を収集・分析・公表し、広く介護保険施設等に対し、安全対策に有用な情報を共有することは、介護現場での事故の予防・再発防止及び介護サービスの改善やサービスの質向上に資すると考えられる。
- 分析等を行うためには、事故報告の標準化が必要であること、また、事業所及び市町村の負担軽減を図る観点から、電子的な報告及び受付を想定し、「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和3年3月19日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長通知）により示していた標準報告様式を改訂し、周知するもの。  
具体的には、選択式の項目については、容易にデータ化できるよう、チェックボックス形式に修正したほか、市町村が独自に収集したい情報を追加できるよう、独自項目追加欄・独自選択肢欄を作成した。

### 2. 報告対象について

- 下記の事故については、原則として全て報告すること。
  - ①死亡に至った事故
  - ②医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- その他の事故の報告については、各自治体の取扱いによるものとする。

### 3. 報告内容（様式）について

- 高齢者施設・事業所による市町村への事故報告は、可能な限り別紙様式を使用すること。
- 市町村において独自に報告を求めている事項については、可能な限り別紙様式の独自項目追加欄・独自選択肢欄を活用して情報収集を行うこと。
- なお、これまで市町村等で用いられている様式の使用を妨げるものではないが、その場合であっても、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、別紙様式の項目を含めること。

### 4. 報告方法について

- 原則、電子メール等の電磁的方法により行うものとする。

### 5. 報告期限について

- 第1報は、少なくとも別紙様式の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防

止策等については、作成次第報告すること。

#### 6. 対象サービスについて

- 別紙様式は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護事業者（介護予防を含む。）、特定施設入居者生活介護事業者（地域密着型及び介護予防を含む。）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける事故が発生した場合の報告を対象として作成したものであるが、その他の居宅等の介護サービスにおける事故報告においても可能な限り活用いただきたい。

以上

# 事故報告書 (事業者→〇〇市(町村))

(別紙)

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること

※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

第1報   
  第\_\_報   
  最終報告

提出日： 年 月 日

1事故 状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ( )										
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日				
2 事業 所の 概要	法人名											
	事業所(施設)名								事業所番号			
	サービス種別											
	所在地											
3 対象 者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢			性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者			
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )										
	身体状況	要介護度	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立									
		認知症高齢者 日常生活自立度	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II a <input type="checkbox"/> II b <input type="checkbox"/> III a <input type="checkbox"/> III b <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M									
4 事 故 の 概 要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃(24時間表記)
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多床室) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他 ( )										
	事故の種類	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 誤薬・与薬もれ等 <input type="checkbox"/> (自由記載3) <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 医療処置関連(チューブ抜去等) <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> (自由記載1) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> (自由記載2)										
	発生時状況、事故内容の詳細											
	その他 特記すべき事項											
5 事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応											
	受診方法	<input type="checkbox"/> 施設内の医師(配置医含む)が対応 <input type="checkbox"/> 受診(外来・往診) <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他 ( )										
	受診先	医療機関名						連絡先(電話番号)				
	診断名											
	診断内容	<input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折(部位: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )										
	検査、処置等の概要											

6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況									
	家族等への報告	報告した家族等の 続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子、子の配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (                      )							
		報告年月日	西暦		年		月		日	
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 自治体名 (                      )                      警察署名 (                      )                      名称 (                      )								
	本人、家族、関係先等 への追加対応予定									
(独自項目追加欄)										
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)		(できるだけ具体的に記載すること)								
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、 再発防止策の評価時期および結果等)		(できるだけ具体的に記載すること)								
9 その他 特記すべき事項										

高福 第3495-1号  
平成18年 3月30日

各介護保険事業所 管理者 殿

茨城県保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

介護保険事業者における事故発生時等の報告の取扱いについて (通知)

本県の介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご支援・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、介護保険法に基づく運営基準において、介護サービスの提供により事故が発生した場合については、保険者である市町村に連絡を行うこととされております。しかし、事故発生時に報告が行われず、後日、苦情等により事故の発生が判明するといった事例が数多く見受けられます。

つきましては、介護サービスの提供による事故等が発生した場合に、市町村の介護保険担当課への速やかな報告を図るため、別添「介護保険事業者における事故発生時等の報告の取扱いに係る標準例」を作成いたしましたので、貴施設(事業所)での事故発生時対応の参考としてください。

今後とも利用者に対する安全で安心な介護サービスの確保について、なお一層留意されるとともに、事故等発生時における適切な対応に努められるようお願いいたします。

茨城県保健福祉部 高齢福祉課介護保険室 川上 TEL 029-301-3343 FAX 029-301-3348
--

# 介護保険事業者における事故等発生時の報告の取扱いに係る標準例

## 第1 目的

介護保険法に基づく運営基準において、介護保険事業者（以下「事業者」という。）は、介護サービスの提供により事故が発生した場合には、保険者である市町村及び家族に連絡を行うこととされており、さらに、利用者の生命等に係る重大な事故等については、県への報告を求めているところである。

しかし、市町村への報告がなく、その後の苦情等により事故等の発生が判明する事例が、数多く見受けられる状況にある。

介護サービスの提供により事故等が発生した場合は、迅速な対応を行い、事故等の速やかな解決及び再発防止を行う必要がある。

## 第2 標準例

事故等の報告の取扱いについては、以下を標準とする。

この標準例は、事故発生時における関係機関への報告の取扱いについての指針として示すものであり、事業者においてはこの標準例を参考としてマニュアル等を作成し、事故等の報告について万全を期されたい。

### 1 報告すべき事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

#### (1) サービス提供による利用者の事故等

ア. 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、誤薬等サービス提供時の事故により、医療機関で治療（事業所内での医療処置を含む）、又は入院し、新たに心身に障害が加わるおそれや、介護保険の要介護度が現在より重度になるおそれがあるものを原則とする。ただし、比較的軽度な擦過傷や打撲など日常生活に大きな支障がないものを除く。

イ. 事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者の自身に起因するもの及び第三者によるものを含むものとする。

ウ. サービス提供には、送迎等も含むものとする。

#### (2) 食中毒、感染症（結核、インフルエンザ、疥癬他）の集団発生

#### (3) 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

#### (4) その他、火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

## 2 報告事項

### (1) 市町村及び県への報告は、別添の標準様式を参考にする。

ただし、市町村で報告様式が定められている場合や、次の①の項目が明記されている書式がある場合には、それによっても差し支えない。

#### ①事故等報告書

次に掲げる事項を記載するものとする。

ア. 事業者及び事業所等の名称、所在地及び電話番号（事業所等の責任者名、連絡

先電話番号)

イ. 利用者の氏名, 住所, 電話番号, 年齢, 性別, 要介護度, 被保険者番号

ウ. 発生日時及び発生場所

エ. 事故の概要

原因及び対応を時系列に記載する。

オ. 事故時の対応

治療した医療機関名, 家族への連絡状況等を記載する。

カ. 事故後の対応

利用者や家族の現況, 再発防止への取り組み, 損害賠償等の状況を記載する。

(2) 報告に際しては, その他必要と認める書類を添付する。

例) 事故発生場所の見取り図, サービス計画書, 緊急時の連絡体制 等

### 3 報告手順

事故等が発生した場合は, 速やかに家族に連絡するとともに市町村に報告する。

なお, 利用者の死亡に至る事故など生命等に係る重大な事故等については, 併せて茨城県保健福祉部高齢福祉課にも報告する。

また, 感染症の集団発生が疑われる場合には, 速やかに嘱託医・協力医療機関に相談し, 当該嘱託医等の判断のもと, 当該嘱託医から管轄保健所に連絡し, 併せて, 市町村及び茨城県保健福祉部高齢福祉課に報告する。

#### (1) 第一報

事業者は, 事故等が発生した場合は, 速やかに家族に連絡するとともに, 市町村に報告書を提出し, 居宅介護支援事業者にも同様の報告書を提出する。

緊急性の高いものは, 電話又はファックス等により事故等発生の第一報の連絡を行い, その後速やかに報告書を提出する。

なお, 利用者の生命等に係る重大な事故等については, 茨城県保健福祉部高齢福祉課にも, 市町村と同様の報告書を提出する。

#### (2) 途中経過及び最終報告

事業者は, 事故処理が長期化する場合は, 適宜, 途中経過を報告するとともに, 事故処理について区切りがついた時点で, 報告書を提出する。